平成２７年（フ）第１２６号
名古屋市北区長田町２丁目18番地の２、従前の住所名古屋市北区生駒町３丁目63番地
債務者　杉山千枝子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５号
徳島県阿南市畭町新はり80番地12
債務者　泰地　美和
1　決定年月日時　平成27年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第５６号
高知県土佐清水市浦尻３番15号
債務者　上原　節子
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第１０１号
熊本市北区池田３丁目14番19号　池田グリーンハイツ101号
債務者　安丸　政勝
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３３号
松江市北堀町59番地６　レジデンス北堀401
債務者　窪田　智紀
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４１号
青森市大字大野字片岡９番地20　ハイツハーティエスト２―201
債務者　桜田　理絵
1　決定年月日時　平成27年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２９号
青森県青森市浪岡大字浪岡字平野45番地７　コーポフラワー102号
債務者　千葉　周司
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１０６号
熊本市中央区新町２丁目２番20号　十八ビル402号
債務者　山本　大悟
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６号
山口市小郡栄町４番17―205号　パークサイドパレス、前住所山口県防府市国衙５丁目11番８号　ラション国衙Ｂ棟
債務者　深野　　高
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
熊本市東区月出６丁目２番113―206号　月出西団地３棟206
債務者　友田　　浩
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第３８号
長野県千曲市大字杭瀬下294番地１
破産者　有限会社ノベルティ
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第３４号
最後の住所佐賀県杵島郡江北町大字上小田2653―３、最後の住民票上の住所佐賀県神埼市脊振町広滝1012番地13
破産者　亡栗原広文（旧姓大谷）相続財産
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第７０号
佐賀県鹿島市大字高津原4296番地30
破産者　株式会社岡田商事
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第６９号
群馬県太田市西新町113番地７
破産者　有限会社トナミ電機
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第７８８号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘５丁目2729番地３
破産者　龍車株式会社
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
千葉県匝瑳市春海6958番地
破産者　北総企業株式会社
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１２７号
千葉県匝瑳市春海6958番地
破産者　東総リサイクルセンター株式会社
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２９号
川崎市川崎区観音２丁目18番16号
破産者　株式会社日新起業
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４８９号
東京都大田区西六郷２丁目40番10号
破産者　有限会社小川樹脂工業
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係